

公

示

九州運輸局長

令和7年12月11日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和7年12月23日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第26号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定(変更)認可申請

申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
7-279 中央タクシー株式会社	○迎車回送料金の変更 迎車のための回送（竹田市 18時から26時まで） 1回ごとに300円 迎車のための回送（豊後大野市、臼杵市（旧大野郡野津町に限る。）） 1回ごとに300円	竹田市、豊後大野市 臼杵市（旧大野郡野津町に限る。）	【管轄運輸支局】 大分運輸支局
7-280 進 伸光	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局